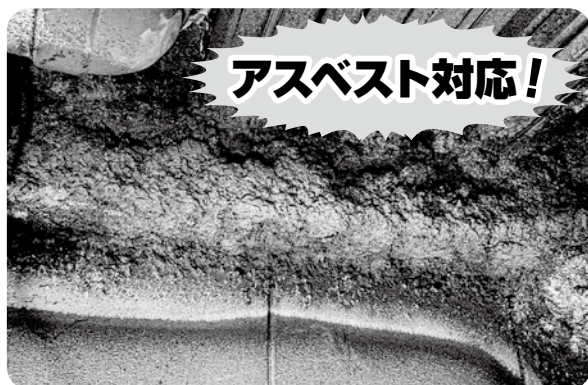


試験所賠償責任保険

(検査・試験・校正業務特約付帯専門的業務賠償責任保険)

ご加入のおすすめ



●試験所賠償責任保険とは…

JIS法(産業標準化法)や計量法等の法令、海外基準、業界団体自主基準等に基づく検査・試験・校正業務の遂行に起因して発生した不測の事故について、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことによって被保険者が被る損害を補償します。(アスベスト検査、試験または校正業務も対象となります。)

※損害賠償金・弁護士報酬などの争訟費用(いいがかり的な訴訟を提起され、結果として法律上の損害賠償責任を負担しなかった場合の争訟費用を含みます。)等の損害について保険金をお支払いします。従来の日環協の対人・対物を補償している環境測定分析業務賠償責任保険制度では、担保出来なかった経済的損害を補償することがこの保険制度の特徴です。

●保 険 期 間 2026年11月1日(日)午後4時～2027年11月1日(月)午後4時

●お申込締切日 2026年10月9日(金)

随時中途加入可能です。詳細につきましては取扱代理店までお問い合わせください。

●保険料お振込締切日 2026年10月16日(金)

一般社団法人 日本環境測定分析協会
〒134-0084 東京都江戸川区東葛西2-3-4
TEL 03-3878-2811

取扱保険代理店: 丸紅セーフネット株式会社
引受保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社

I 保険の特長

1 試験所専用商品

試験所の検査・試験・校正業務の実態に即して設計した専用商品であり、検査・試験・校正機関の皆様がご加入する際に「わかりやすさ」・「簡便さ」を追求した保険制度になっております。

2 「いいがかり訴訟」における争訟費用^{*}にも対応

損害賠償責任に関する争訟であれば、結果として法律上の損害賠償責任を負担しなかった場合でも、争訟費用を保険金としてお支払いいたします。 ^{*}支出に際しては引受保険会社の同意が必要です。

3 補償内容は下表のタイプから選択可能

補償内容は、こちらの中からお選びいただきます。

タイプ	支払限度額	免責金額
Sタイプ	3億円	10万円
Aタイプ	1億円	10万円
Bタイプ	5,000万円	10万円
Cタイプ	3,000万円	10万円
Dタイプ ^(更新のみ)	1,000万円	10万円

※支払限度額は1請求・保険期間中の金額となります。

※免責金額については1請求あたりの金額となります。

※一般社団法人日本環境測定分析協会が認定する資格の取得状況も加味し保険料算出を行なっておりますので、資格取得者数を加入依頼書へご記入ください。

II ご加入の対象となる試験所

JIS法（産業標準化法）や計量法等の法令、海外基準、業界団体自主基準等に基づく規格に従って、検査・試験・校正業務を実施する機関かつ一般社団法人 日本環境測定分析協会の正会員とします。

- 検査業務：予め定められた技術的手法に従って検査対象物の量・成分などについての測定を行い、その結果が検査対象物ごとに定められている基準・規格を満たしているか否かの判断を行う業務。
- 試験業務：予め定められた技術的手法に従って、試験対象物の量・成分などについての測定を行う業務。
- 校正業務：標準となる物と校正対象物を比較し、標準値との乖離幅を決定する業務。

被保険者の範囲

ア. 一般社団法人 日本環境測定分析協会の正会員（法人）（以下「記名被保険者」といいます）

イ. 記名被保険者の役員

※技術的手法、基準、規格がないケースは本商品の対象とはなりませんので、ご了承ください。

Ⅲ 対象となる検査・試験・校正業務

(1) 環境測定分析業務で本保険の対象となる業務は下記についての検査・試験・校正業務です。

- (A) 計量証明 大気、悪臭、水質（底質）、土壌、ダイオキシン、騒音、振動
- (B) 計量証明以外 産業廃棄物、作業環境、ビル管理、飲料水、油類、菌類、アスベスト、放射能^{*1} 等

(2) 環境測定分析業務以外で本保険の対象となる業務は製品分析（食品検査・材料分析等）です。

^{*1} 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号）に規定されている空間線量率及び放射能濃度の測定に限ります。

Ⅳ 保険金をお支払いする場合

法令、条例または公的機関が公表したマニュアル、要綱もしくは指針等に基づき定められた測定分析法、日本産業規格（JIS）に定められた測定分析法もしくは海外基準または業界団体自主基準に基づき定められた測定分析法に基づいて、被保険者または業務の補助者が、検査・試験・校正業務を行ったことに起因して、発生した不測の事故について、検査などを受けた製造・販売業者等から被保険者に対して保険期間中に日本国内で損害賠償請求が提起されたことによって被保険者が被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、他人の身体障害または財物の滅失、破損、汚損、紛失、盗取もしくは詐欺に起因する損害は除きます。

お支払いする保険金とお支払方法は以下のとおりです。

- ①法律上の損害賠償金：法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金（賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。）
- ②争訟費用：損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談なども含みます。）
- ③協力費用：引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

※①②については、その合計額から免責金額を控除して、支払限度額を限度にお支払いします。③については、その全額をお支払いします。

なお、①②について支払われた保険金の額が保険期間中の支払限度額に達した後は、③を含めいかなる損害に対しても保険金は支払われません。

想定される主なお支払い例

●「環境測定分析関連事例」

- (1) 用地転売のための土壌汚染検査を受託したが、検査誤りや検査機器の操作ミスにより誤った結果を検査依頼主に提供してしまった。その後、検査時において基準値を超えた土壌汚染であることが転売後に発覚し、販売価格費用の賠償責任を問われた。
- (2) 建物転売のためのアスベスト検査を受託したが、検査誤りや検査機器の操作ミスにより誤った結果を検査依頼主に提供してしまった。その後、検査時において基準値を超えたアスベスト汚染であることが転売後に発覚し、販売価格費用の賠償責任を問われた。
- (3) 工場廃水の水質汚濁検査を受託したが、検査品の取違いにより誤った結果を検査依頼主に提供してしまった。その後、魚のへい死など漁業被害が発生し、再度検査を行い、基準値を超えた水質汚濁であることが発覚した。漁業被害発生期間中の漁業操業停止などの経済的損害が発生し賠償責任を問われた。（このように環境測定分析業者から見ると、“いいがかり的な”賠償請求とも思われるようなケースであるが、このような場合の賠償あるいは争訟費用が保険対象になります。）
- (4) 工場のばい煙発生施設において大気汚染検査を実施したが、基準値以内であるが測定ミスにより基準値以上と報告した。クライアントは誤報告を受けて公害防止施設を改修したため、改修費用の賠償責任を問われた。

●「環境測定分析業務以外関連事例」

- (5) 試験方法の誤りや試験機器の不調等により誤った結果を試験依頼主へ提供してしまい、それに基づいて製造した製品の回収等による損害が発生して賠償責任を問われた。
- (6) 測定結果の計算ミスや報告書のケアレスミスにより試験依頼主に誤った情報を提供してしまい、それに基づいて製造した製品の販売中止等による廃棄費用等の損害が発生して賠償責任を問われた。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意による損害
- (2) 対象となる検査・試験・校正業務に関し、被保険者が作成した技術上の基準の妥当性に起因する損害
- (3) 対象となる検査・試験・校正業務の履行の追完もしくは再履行、対象となる検査・試験・校正業務の結果自体の改善もしくは修補、または対象となる検査・試験・校正業務にかかる対価の返還に起因する損害
- (4) 対象となる検査・試験・校正業務を行う機関として必要な登録を受けていない間または登録の効力を失ったあとの被保険者の行為に起因する損害
- (5) 情報漏洩に起因する損害
- (6) 履行不能または履行遅滞に起因する損害（その原因が火災、破裂、爆発その他の不測かつ突発的な事故による場合を除く）
- (7) 名誉毀損または秘密漏洩に起因する賠償責任
- (8) 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別な約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- (9) 業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
- (10) 被保険者またはその使用人等の犯罪行為（過失犯を除きます。）またはその行為が法令に反することもしくは他人に損害を与えるべきことを認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った行為（不作為を含みます。）に起因する賠償責任
- (11) 初年度契約の保険期間の初日より前に行われた行為に起因する損害
- (12) 他人の身体の障害または財物の滅失、破損、汚損、紛失、盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任
- (13) 保険契約締結の当時、保険契約者または被保険者が、保険期間開始前に発生した原因または事由により、保険期間開始後、被保険者に対し請求がなされるおそれがあることを知っていた場合もしくは過失によってこれを知らなかった場合において、その原因または事由によって生じた賠償責任
- (14) サイバー攻撃

など

「もし事故が起きた時は」

- 損害賠償請求を受けた場合または請求がなされるおそれのある原因・事由の発生を知った場合には、遅滞なく、請求者の住所・氏名、受けた請求の内容、または請求のおそれのある原因・事由の具体的状況その他の必要事項について、書面で保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。また、通知のあった「請求のおそれのある原因・事由」に起因して保険期間終了後5年以内に請求がなされた場合には、この保険契約の保険期間の末日をもって請求がなされたものとみなします。保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ保険会社の承認が必要となります。
- 示談交渉サービスは行いません。この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知置きください。なお、保険会社の承認を得ないで被保険者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。
- 日本国外でなされた損害賠償請求や、日本国外で発生した損害については、保険金お支払いの対象となりません。
- 責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます（保険法第22条第2項）。このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。
- ① 被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ② 被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③ 被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

「ご加入の際のご注意」は加入依頼書の裏面をご参照ください。

ご加入の手続き・お問合せ先

① 保険料のお見積もり

加入依頼書兼見積依頼書に必要事項を記載いただき、取扱代理店へメール送信してください。

② お見積書ご案内

いただきました記載事項に基づき、保険料を取扱代理店からご案内申し上げます。

※ご回答いただきました検査・試験・校正業務につきまして一部お引受けできない場合もありますので、予めご了承ください。

③ ご加入のお申し込み

加入依頼書に必要事項をご記入ご捺印（2箇所）いただき、丸紅セーフネット株式会社へ郵送ください。

提出いただく書類は、必ずコピーを保管してください。

〈加入依頼書送付先・保険料振込先〉

丸紅セーフネット株式会社 〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア3階

あわせて保険料を所定の口座に電信振込にてお振込みをお願いします。

※振込手数料は貴社にてご負担いただきますようお願い申し上げます。

三菱UFJ銀行 葛西支店 普通口座 4588503 一般社団法人日本環境測定分析協会賠償口

〈お問合せ先〉

取扱代理店：

丸紅セーフネット株式会社 TEL 03-5210-2757

東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア3階 <https://www.m-inc.co.jp>

引受保険会社：

東京海上日動火災保険株式会社 （担当課）公務第一部 公務第二課

このパンフレットは試験所賠償責任保険の概要を紹介したものです。保険金のお支払条件・ご加入手続き・その他ご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。なお、詳細につきましては、引受保険会社よりご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款をご確認ください。保険約款の内容の確認をご希望される場合には、団体までご請求ください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。